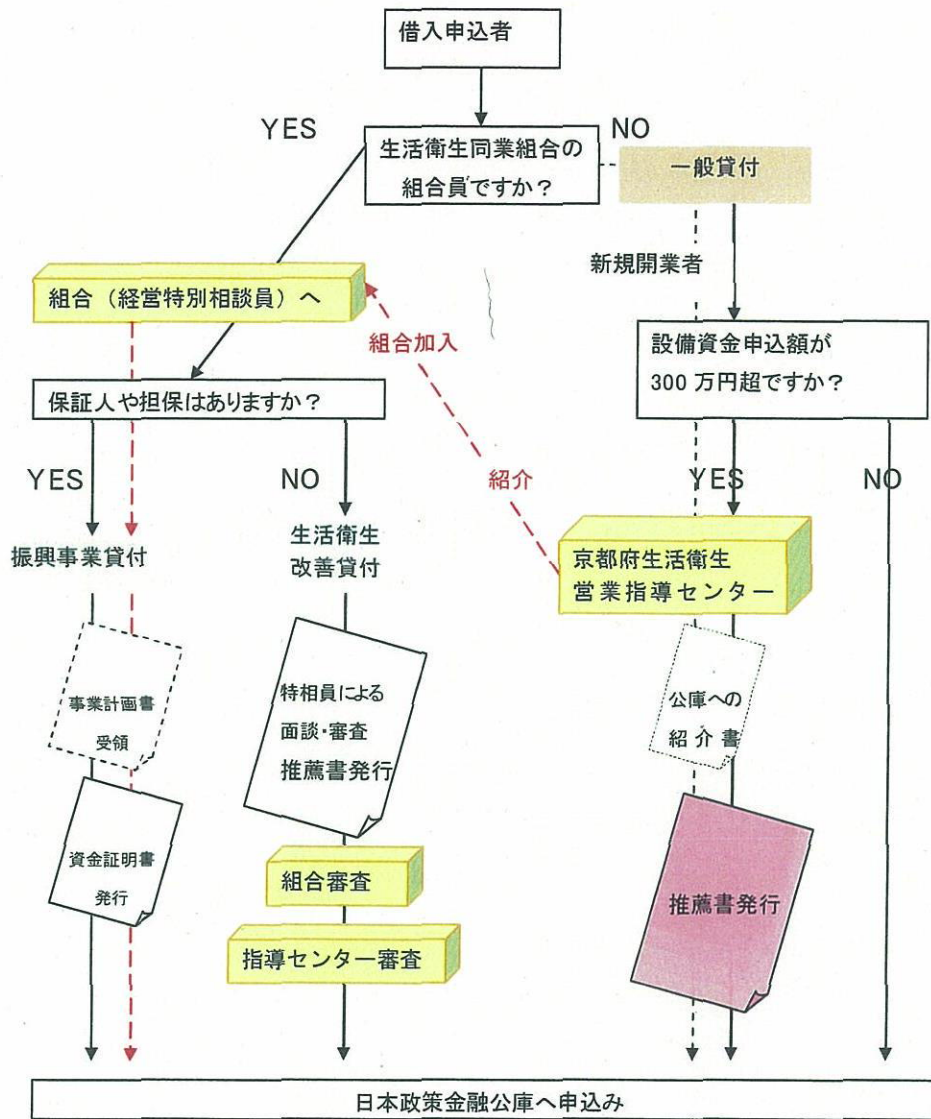


生活衛生融資の流れ（京都府）



都道府県知事の推薦書発行事務の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県指導センターに委託(一部委託を含む)	32	33	35	36	36	37	31	38
都道府県で実施	15	14	12	11	11	10	10	9
県指導センターへの委託に移行した府県		岩手県	秋田県 沖縄県	徳島県 石川県		愛媛県		京都府

推薦書発行事務を直接実施している府県： 青森県、神奈川県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県

推薦事務制度の変遷

昭和42年 推薦制度発足

昭和43年 申込金額50万円を超えるものを対象

昭和51年 申込金額が100万円を超えるものを対象

昭和58年 推薦事務の一部を都道府県指導センターへ委託可能

推薦書交付願に「衛生管理状況」を添付（昭和59年1月より実施）

平成6年 申込金額が300万円を超えるものを対象

平成12年 推薦事務の全部を都道府県指導センターへ委託可能

【平成22年度】一般貸付融資実績(直接扱)

(単位:件、千円)

	一般貸付	
	件数	金額
～1,000	656 (14%)	487,142 (2%)
1,001～2,000	860 (18%)	1,450,226 (7%)
2,001～3,000	1,019 (22%)	2,866,840 (14%)
3,001～4,000	237 (5%)	910,010 (4%)
4,001～5,000	461 (10%)	2,237,690 (11%)
5,001～	1,425 (31%)	13,177,823 (62%)
合計	4,659	21,129,731

※一般貸付の他、特例貸付(受動喫煙防止資金等。平成22年度21件67,300千円。知事の推薦状が必要となる。)

別 添

株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)
貸付利率一覽表

適用日:平成23年 6月 9日・年利:%

	基準利率	振興貸付 運転利率 ①	特別利率 ①	振興貸付 運転利率 ②	特別利率 ②	特別利率 ③	振興貸付 設備利率	浴場利率	経営改善 利率
		振興事業促進 支援融資制度	標準営業約款登録 普通貯蓄資金 近代化設備等	振興事業促進 支援融資制度	省エネルギー 設備資金等	振興事業設備 等	振興事業促進 支援融資制度	浴場近代化設 備等	生活衛生関係 営業経営改善 資金
貸付対象者		組合員	組合員	組合員		組合員	組合員		
5年以内	2.15	2.00	1.75	1.60	1.50	1.25	1.10	0.75	1.85
5年超6年以内	2.25	2.10	1.85	1.70	1.60	1.35	1.20	0.85	1.85
6年超7年以内	2.35	2.20	1.95	1.80	1.70	1.45	1.30	0.95	1.85
7年超8年以内	2.45	-	2.05	-	1.80	1.55	1.40	1.05	1.85
8年超9年以内	2.45	-	2.05	-	1.80	1.55	1.40	1.05	1.85
9年超10年以内	2.55	-	2.15	-	1.90	1.65	1.50	1.15	1.85
10年超11年以内	2.65	-	2.25	-	2.00	1.75	1.60	1.25	-
11年超12年以内	2.75	-	2.35	-	2.10	1.85	1.70	1.35	-
12年超13年以内	2.85	-	2.45	-	2.20	1.95	1.80	1.45	-
13年超14年以内	2.95	-	2.55	-	2.30	2.05	1.90	1.55	-
14年超15年以内	2.95	-	2.55	-	2.30	2.05	1.90	1.55	-
15年超16年以内	3.05	-	2.65	-	2.40	2.15	2.00	1.65	-
16年超17年以内	3.15	-	2.75	-	2.50	2.25	2.10	1.75	-
17年超18年以内	3.15	-	2.75	-	2.50	2.25	2.10	1.75	-
18年超19年以内	3.25	-	2.85	-	2.60	2.35	2.20	1.85	-
19年超20年以内	3.25	-	2.85	-	2.60	2.35	2.20	1.85	-
20年超21年以内	3.35	-	2.95	-	2.70	2.45	-	1.95	-
21年超22年以内	3.35	-	2.95	-	2.70	2.45	-	1.95	-
22年超23年以内	3.45	-	3.05	-	2.80	2.55	-	2.05	-
23年超24年以内	3.45	-	3.05	-	2.80	2.55	-	2.05	-
24年超25年以内	3.45	-	3.05	-	2.80	2.55	-	2.05	-
25年超26年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
26年超27年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
27年超28年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
28年超29年以内	3.55	-	3.15	-	2.90	2.65	-	2.15	-
29年超30年以内	3.65	-	3.25	-	3.00	2.75	-	2.25	-

振興事業促進支援融資制度(事業計画策定者に係る利率低減措置)の融資実績(平成23年4月)

業種	件数	金額
飲食店営業・喫茶店営業	32	142,460
食肉販売業	1	20,000
理容業	8	25,900
美容業	21	74,450
旅館業	2	36,000
クリーニング業	3	8,500
総計	67	307,310

(内訳) (単位:件、千円)

運転資金		設備資金	
7	24,040	25	118,420
0	0	1	20,000
2	2,000	6	23,900
4	9,250	17	65,200
1	20,000	1	16,000
0	0	3	8,500
14	55,290	53	252,020

生活衛生関係事業者が利用できる普通貸付の主な貸付制度

普通貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付(注)		4,800万円 (特定設備7,200万円)	運転資金: 7年以内 設備資金: 10年以内 (特定設備: 20年以内)	運転資金: 基準利率 設備資金: 基準利率
特別貸付	新企業育成貸付 〔女性、若者/シニア 起業家資金〕	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金: 7年以内 設備資金: 15年以内	運転資金: 基準利率 設備資金: 特別利率A
	企業活力強化貸付 (企業活力強化資金)	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金: 7年以内 設備資金: 20年以内	運転資金: 基準利率 特別利率C(中心市街地関連) 設備資金: 基準利率・特別利率A 特別利率C(中心市街地関連)
	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	4,800万円	運転資金: 7年以内 設備資金: 15年以内	運転資金: 基準利率 設備資金: 基準利率
経営改善貸付 (マル経)		1,000万円	運転資金: 5年以内 設備資金: 7年以内	運転資金: 特別利率F 設備資金: 特別利率F

(注)生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。

生活衛生貸付の主な貸付制度

生活衛生貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付		7,200万円 (旅館業4億円 公衆浴場3億円など)	設備資金: 10年以内 (特定設備: 20年以内)	設備資金: 基準利率
振興貸付		1億5,000万円 (旅館業7億2千万円など) 〔うち運転資金 5,700万円〕	運転資金: 7年以内 設備資金: 15年以内	運転資金: 基準利率 基準-0.15% 特利A-0.15% 設備資金: 基準金利 特別利率A 特別利率C 特利C-0.15%
特別貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	別枠5,700万円	運転資金: 7年以内	運転資金: 基準利率
経営改善貸付 (衛経)		1,000万円	運転資金: 5年以内 設備資金: 7年以内	運転資金: 特別利率F 設備資金: 特別利率F

生活衛生貸付の金利の水準

設備資金				運転資金				
振興事業貸付 (資金証明書が必要)		一般貸付 (差せん書が必要)	衛経 (組合又はセンターの推薦が必要)	振興事業貸付 (資金証明書が必要)		特別貸付	一般貸付	衛経 (組合又はセンターの推薦が必要)
事業計画 +会計書類				事業計画 +標準約款 +会計書類	事業計画 +会計書類	生活衛生セーフティネット貸付 売上の減少等 一定の要件に 該当する場合	+運転資金 制度なし	
-1.05%	-0.9%	基準利率	基準利率	-0.55%	-0.15%	基準利率		-0.3%
特別利率C-0.15% (23年度～)	特別利率C			特別利率A 0.15% (23年度)	基準金利-0.15% (23年度)			特別利率F

- * 衛生設備については、振興事業貸付・一般貸付ともに特別利率Cが適用される。
- * 一般貸付において、一般公衆浴場業にかかる設備資金(浴場施設設備等)については、特別利率E(基準利率-1.4%)が適用される。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乘せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乘せ。

普通貸付の金利の水準

設備資金				運転資金			
特別貸付		一般貸付	マル経 (商工会会長等の推薦が必要)	特別貸付		一般貸付	マル経 (商工会会長等の推薦が必要)
企業活性化 強化貸付 中心市街地 関連地域	企業活性化 強化貸付	新企業育 成貸付 女性、若者 シニア企業家 資金	セーフティネット貸 付	企業活性化 強化貸付 中心市街地 関連地域	企業活性化 強化貸付	新企業育 成貸付 女性、若者 シニア企業家 資金	セーフティネット貸 付 (売上の減少等 一定の要件に 該当する場合)
-0.9%	-0.40%	-0.40%	基準利率	-0.9%	基準利率	基準利率	基準利率
特別利率C	基準金利 又は 特別利率A	特別利率A		特別利率C			
			特別利率F				特別利率F

- * 生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乘せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乘せ。